

令和8年度川口市スクールソーシャルワーカー募集要項

川口市教育委員会

川口市教育委員会は、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、教育相談体制の充実や教員の資質の向上を図ることを目的として、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒やその家庭への支援などを行うため、スクールソーシャルワーカーを以下のとおり募集します。

1 募集資格

令和8年3月31日時点で、以下の要件を満たす者

・次のいずれかに該当する者

ア 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者

イ 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者

※ただし、以下の者は対象となりません。

①地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・地方公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② ①に関わらず、不祥事、体罰及び性暴力等に関する刑事罰や処分を受けたことがある者

2 応募方法

本要項記載の申し込みフォームへ入力

※申込期間 令和7年10月2日（木）～11月25日（火）

※面接1週間前までに、入力いただいたメールアドレス宛に受験番号・面接会場・集合時間を記載したメールを送付します。

※申し込みフォームによる申し込みが難しい方は志願調書の提出に替えることができます。詳しくは下記の教育研究所電話番号までご連絡ください。

お申し込みは記載のコード

または下記の URL から

<https://logoform.jp/form/zRQD/1206932>



3 選考方法

申し込みフォーム入力された志願内容及び面接によって選考します。

※面接日は令和7年12月13日(土)を予定しています。

4 結果通知

通知方法については、面接会場にてお伝えします。通知は2月中を予定しています。

採用予定者名簿への登載

合格した者を、「令和8年度川口市スクールソーシャルワーカー採用予定者」として名簿に登載します。

採用予定者名簿登載からの削除

次の事項に該当した場合には採用予定者名簿から削除します。

- ・ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合。
- ・ 心身の故障その他により、スクールソーシャルワーカーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合。

補充任用候補者名簿への登載

採用予定者とならなかった者で、成績上位者は、希望があれば補充任用候補者として名簿に登載します。

この場合、年度内に欠員が生じ、補充の必要のある場合に当該名簿から任用する者であり、採用が保証されるものではありません。

5 募集人数

9名程度（1名はスーパーバイザーとして募集）

6 任用期間

発令日から1年以内

7 職務内容

- (1) 問題を抱える児童等が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動等

8 勤務条件等

(1)勤務先

川口市立教育研究所

支援対象：川口市立小・中学校及び在籍する児童生徒・保護者

(2)勤務日数・勤務時間等

スクールソーシャルワーカーの勤務日は、原則として週2日、1日当たり6時間（休憩時間を除く）、年間90日以内とし、月曜日から金曜日までの間に割り振るものとする。

スーパーバイザーの勤務日は、原則として週4日、1日当たり6時間（休憩時間を除く）、年間180日以内とし、月曜日から金曜日までの間に割り振るものとする。

(3)報償金等

①スクールソーシャルワーカーの報償金は、日額（6時間）13,600円とする。

②スクールソーシャルワーカーの報償金には、費用弁償及び通勤手当を含む。

③スクールソーシャルワーカーの出勤状況等の確認は、「スクールソーシャルワーカー業務報告書(様式第4-1号)」及び「スクールソーシャルワーカー勤務状況報告書(様式第5号)」により行う。

④スーパーバイザーの報償金も①～③の通りである。

9 その他

- ・ 令和8年度予算状況により、採用に関する条件に変更を生じる場合があります。予めご承知おきください。